



©シンエイ/西東京市

地域活動支援センター

「保谷障害者福祉センター」

のあり方



目次



1	設置の目的等	1
2	施設の概要	1
3	現状	1
4	課題	2
	(1) 利用者数の見通し	2
	(2) 取り巻く環境の変化	3
5	今後の方向性	4
	(1) 求められる役割	4
	(2) 今後の展開	5

1 設置の目的等

保谷障害者福祉センターは、地域活動支援センター（Ⅱ型）として、機能訓練・社会適応訓練・介護支援、各種相談等を実施することで、心身に障害のある人の社会参加と自立を進め、障害のある人の福祉向上を図ることを目的とした施設です。

旧保谷市の時代に障害者福祉センターとして開館し、障害のある人や福祉団体の活動の拠点として利用され、今日に至っています。

〈沿革〉

昭和 60（1985）年	開館
平成 13（2001）年	西東京市誕生
平成 19（2007）年	地域活動支援センター事業に移行。田無障害者福祉センター（当時）と機能分担を行い、身体障害者の拠点化を図る。
平成 27（2015）年	高次脳機能障害支援促進事業の開始

2 施設の概要

保谷障害者福祉センターには特徴的な機能を持った部屋が用意されており、それぞれの特色を生かしながら、日中活動支援、健康維持・増進支援、各種相談支援等を実施しています。

機能回復訓練室	主に機能訓練の場として利用されています。
作業訓練室	主に創作活動の場として利用されています。
会議室・集会室	主に創作活動の場として利用されています。 夜間、土日祝日には一般利用の会議室として開放しています。
図書・談話室	主に利用者の交流の場として利用されています。また利用者が昼食をとる際はこちらの部屋を利用しています。
浴室	身体障害者の利用に供するため、リフトを備えています。
研修室	各種相談や、職員向け研修、職員の会議等に利用しています。
相談室	各種相談に利用されています。

3 現状

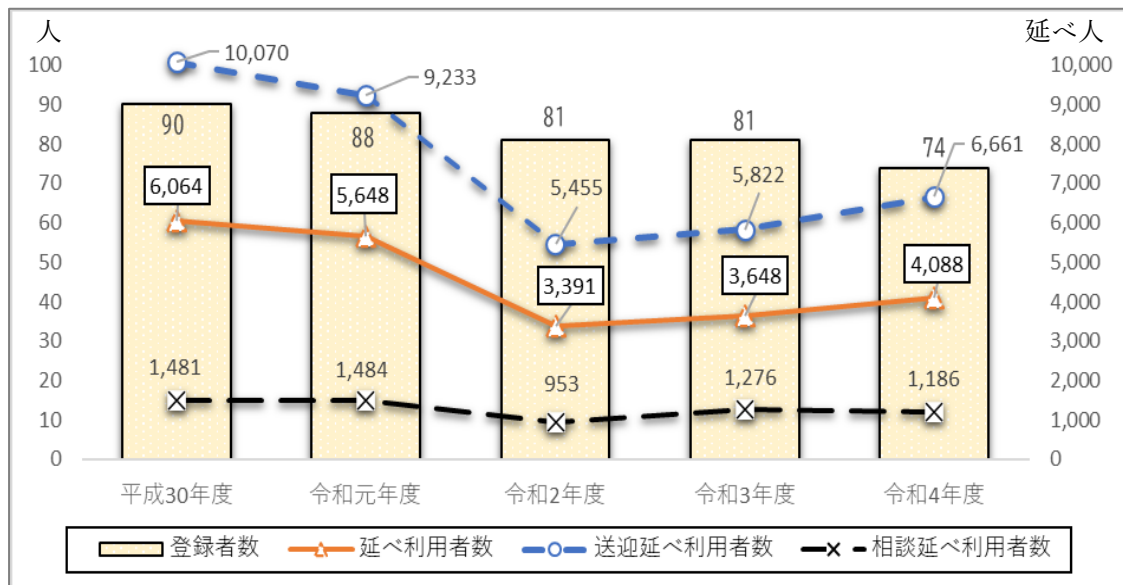
保谷障害者福祉センターは、心身に障害のある人の社会参加と自立を進めるため、日中活動支援、健康維持・増進支援、各種相談支援等を実施してきましたが、これまで利

用者の中心であった脳性まひの方が減少する現状から、脳性まひによる身体障害の方の利用がほぼなくなってきた一方、平成27年度(2015年度)から開始した、高次脳機能障害支援促進事業の取組を進めた結果、高次脳機能障害や難病等の方々の利用が増加しており、センターが担うべき役割は変化しています。

また、ここ数年は65歳に到達された方が増加傾向にあり、介護保険給付への移行により、登録者数の減少もみられます。

令和元年度末からは新型コロナウイルス感染症の影響により、延べ利用人数、送迎延べ利用人数は大きく落ち込んでいますが、登録者数の減少はわずかです。また延べ利用者数、送迎延べ利用者数、相談延べ利用者数ともに回復傾向にあります。なお、リフトを備えた浴室については居宅介護サービスや生活介護サービス等の進展もあって利用が減少しており、現状のニーズを踏まえたサービス提供のあり方について検討が必要です。

< 保谷障害者福祉センター登録者数と延べ利用者数の推移 >



4 課題

(1) 利用者数の見通し

本市における障害種別毎の割合は、身体障害者手帳登録者の割合が最も多く、令和4(2022)年度末で全体の約60.6%を占めています。身体障害者手帳所持者数は、令和4(2022)年度末で5,798人であり、平成24(2012)年度末からの10年間で686人、13.4%増となっています。また、高次脳機能障害者支援推進事業を開始した平成

27(2015)年度の地域活動支援センターの利用者数が267人/月であったのに対し、令和4(2022)年度の利用者は304人/月と、37人/月・13.9%増となっています。高齢化の進展に伴い、今後も引き続き高次脳機能障害のある人は増加傾向になることが予想されます。



過年度は「西東京市各年度事務報告書」より作成

(2) 取り巻く環境の変化

65歳に到達された方の自立支援給付については、介護保険給付または地域支援事業を優先することが原則となっていますが、介護保険の被保険者である障害のある人から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、適切に支給することとされています。障害福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向けては、65歳到達日前の適切な時期から要介護認定等に係る申請のご案内を行うなど、引き続き丁寧な対応を行ってまいります。そのため、今後は介護保険サービスと合わせて保谷障害者福祉センターを利用する65歳以上の障害のある人は増加していくことが想定されます。

医療の進展により脳性まひの人が減少する中で、開設当初利用ニーズの高かった脳性まひの人の利用がほぼなくなる一方で、高次脳機能障害の人の利用が大幅に増加しており、現状の利用ニーズにあった設備の整備を図っていく必要があります。あわせて、整備にあたっては障害のある方の高齢化に伴う配慮も必要です。

5 今後の方向性



(1) 求められる役割

障害福祉サービスの利用が措置から契約に変わったことで、民間活用、質の高いサービスの提供など、保谷障害者福祉センターの果たすべき役割も変化しています。

保谷障害者福祉センターについては、令和元年度(2019年度)に実施した利用者アンケート結果では、リハビリテーションの利用ニーズの増加や、介護保険制度移行後のリハビリの質の確保等が課題とされ、その解決手法として保谷障害者福祉センターのあり方を検討し、必要な支援が行き渡る体制づくりを目指していくこととしています。

保谷障害者福祉センターに設置された地域活動支援センター(身体)は、障害のある人が地域で暮らす拠点となるべき施設であることから、障害のある人の居場所や、障害者団体、支援団体等の活動及び障害に対する理解を広めるための拠点としての機能も必要です。また、がん対策基本法、脳卒中と循環器病の対策基本法の施行により、脳卒中、心臓病の予防、治療を行い、その後の障害が残った方々を支援し、病気による生活の変化を支える体制づくりが求められます。法の趣旨を踏まえ、高次脳機能障害の人など障害のある人たちの社会参加の促進や、相談しやすい施設であることが必要です。障害の支援区分が重度の方々も利用できる場としての環境整備を進めるとともに、機能訓練だけでなく、多機能化によりその人の状況にあった適切な支援が受けられる全世代・全対象型の包括的な支援体制の構築も検討します。

〈求められる役割〉

事業	分類	活動内容
基礎的事業	日中活動支援	創作活動
	相談支援	相談支援事業 高次脳機能障害相談支援専門員の配置
	交流の促進	障害のある人の居場所(ロビー機能)
	障害に対する理解促進	意識啓発・研修事業 障害者団体等の活動支援
機能強化事業	健康維持・増進支援	機能訓練

(2) 今後の展開

(ア) 施設整備の進め方

施設整備にあたっては、公共施設等総合管理計画が示す基本的な対策と、施設・設備の老朽化という喫緊の課題、サービスの安定的提供と拡充に対応するため、公共施設の有効活用の視点から検討を進めます。

具体的には、建設後 38 年を経過していることから、耐用年数等を踏まえ、費用対効果等も考慮しながら設備の更新を進めます。また、設備の更新を行う際は、高次脳機能障害のある人や高齢の人などのニーズにあった施設内容・設備とするため、機能向上や転用も含めた改修内容等の検討を行います。

耐用年数の経過後の施設更新については、市内唯一の地域活動支援センター（身体）であることから、市域レベルでの配置を検討します。

(イ) 運営方法

引き続き、市内唯一の地域活動支援センター（身体）として相談支援事業や居場所としての機能を効果的・効率的に実施するために、業務委託による運営を継続します。また、日中活動や機能訓練については、生活介護事業等の自立支援給付への移行についても検討します。